

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	国民年金及び年金生活者支援給付金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

結城市は、国民年金及び年金生活者支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県結城市長

公表日

令和7年3月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金及び年金生活者支援給付金に関する事務
②事務の概要	国民年金法及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき国民年金及び年金生活者支援給付金に関する以下の業務を実施する。 ①第1号被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 1. 申請受付 2. 異動届出書作成 ②任意(特例含む)加入被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 1. 申請受付 2. 異動届出書作成 ③保険料免除(学生含む)の申請・免除取消の届出・受理 1. 申請受付 2. 免除申請書作成 3. 結果入力 ④法定免除の届出・受理 1. 申請受付 2. 免除申請書作成 3. 結果入力 ⑤所得情報提供 1. 提供依頼 2. 住民税参照 3. 情報提供 ⑥裁定請求の受理 1. 請求受付 2. 書類審査 ⑦年金生活者支援給付金に関する給付金支給対象候補者からの請求書の受理 1. 請求受付 2. 書類審査
③システムの名称	国民年金システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、共通宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル、年金生活者支援給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1号 別表46項、116項及び128項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2及び第68条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民生活部 保険年金課 (茨城県結城市中央町二丁目3番地) 0296-32-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部 保険年金課 (茨城県結城市中央町二丁目3番地) 0296-32-1111
9. 規則第9条第2項の適用	
[]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月7日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月7日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、国民年金及び年金生活者支援給付金に関する事務では、上記のほか、下記局面での特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書及びデータの保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄、等	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本業務システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月1日	5. ②	保険年金課長 増山 誠	保険年金課長 山中 健司	事後	人事異動
平成29年12月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年3月9日時点	平成29年12月1日時点	事後	時点修正
平成29年12月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年3月9日時点	平成29年12月1日時点	事後	時点修正
平成31年3月15日	IVリスク対策1～9	項目なし	IVリスク対策1～9への記載	事後	項目追加
平成31年3月15日	5. ②	保険年金課長 山中 健司	保険年金課長	事後	項目内容変更
平成31年3月15日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年12月1日時点	平成31年3月15日時点	事後	時点修正
平成31年3月15日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年12月1日時点	平成31年3月15日時点	事後	時点修正
令和2年3月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年3月15日時点	令和2年3月16日時点	事後	時点変更
令和2年3月27日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年3月15日時点	令和2年3月16日時点	事後	時点変更
令和3年3月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 (1) 部署	保健福祉部 保険年金課	市民生活部保険年金課	事後	部署名変更
令和3年3月10日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	保健福祉部 保険年金課 (茨城県結城市結城1447) 0296-32-1111	市民生活部保険年金課 茨城県結城市中央町2丁目3番地 0296-32-1111	事後	部署名変更 所在地変更
令和3年3月10日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	保健福祉部 保険年金課 (茨城県結城市結城1447) 0296-32-1111	市民生活部保険年金課 茨城県結城市中央町2丁目3番地 0296-32-1111	事後	部署名変更 所在地変更
令和3年3月10日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年3月16日時点	令和3年3月3日時点	事後	時点変更
令和3年3月10日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年3月16日時点	令和3年3月3日時点	事後	時点変更
令和3年9月1日	4. ②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の7 別	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の8 別	事後	番号利用法の号ズレ対応
令和4年3月2日			評価書中の「カンマ」の記載を「読点」に変更	事後	内容変更
令和4年3月11日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年3月3日時点	令和4年3月2日時点	事後	時点変更
令和4年3月11日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年3月3日時点	令和4年3月2日時点	事後	時点変更
令和5年3月10日	表紙 公表日	令和4年3月11日	令和5年3月10日	事後	時点変更
令和5年3月10日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年3月2日時点	令和5年3月6日時点	事後	時点変更
令和5年3月10日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年3月2日時点	令和5年3月6日時点	事後	時点変更
令和6年3月15日	表紙 公表日	令和5年3月10日	令和6年3月15日	事後	時点変更
令和6年3月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③	国民年金システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、共通宛名	国民年金システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、共通宛名	事後	内容変更
令和6年3月15日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年3月6日時点	令和6年3月11日時点	事後	時点変更
令和6年3月15日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年3月6日時点	令和6年3月11日時点	事後	時点変更
令和7年3月14日	表紙 公表日	令和6年3月11日時点	令和7年3月7日時点	事後	時点変更
令和7年3月14日	表紙 評価書名	国民年金事務 基礎項目評価書	国民年金及び年金生活者支援給付金に関する事務 基礎項目評価書	事後	システム標準化の対応による変更
令和7年3月14日	表紙 個人のプライバシー等の権利の取扱い	国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱い	国民年金及び年金生活者支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱	事後	システム標準化の対応による変更
令和7年3月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②		⑦年金生活者支援給付金に関する給付金支給対象候補者からの請求書の受理	事後	システム標準化の対応による変更
令和7年3月14日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	国民年金情報ファイル	国民年金情報ファイル、年金生活者支援給付金ファイル	事後	システム標準化の対応による変更
令和7年3月14日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下、「番号法」と表記) 第9条第1号 別表第一の31項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下、「番号法」と表記) 第9条第1号 別表46項、116項及び128項	事後	システム標準化の対応による変更
令和7年3月14日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連	実施する	実施しない	事後	システム標準化の対応による変更
令和7年3月14日	I 関連情報 5. 情報ネットワークシステムによる情報連	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の8		事後	システム標準化の対応による変更
令和7年3月14日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年3月11日時点	令和7年3月7日時点	事後	時点変更
令和7年3月14日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年3月11日時点	令和7年3月7日時点	事後	時点変更